

公益法人の会計に関する研究会 (第5回)

議 事 次 第

日 時：平成25年12月9日(月) 13:00~15:00
場 所：公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 小規模法人の負担軽減策について

【資料一覧】

〈資料 1-1〉 小規模法人の負担軽減策

〈別添資料〉 小規模法人の負担軽減策について現時点で考えられる案

〈参考資料〉 公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

小規模法人の負担軽減策

～ヒアリング・参与意見等で提出された課題について～

平成25年12月9日

内閣府公益認定等委員会事務局

I . 負担軽減策について

1. 制度における検討課題
 - (1) 収支相償
 - (2) 遊休財産の保有制限
 - (3) 会計基準の適用の在り方
2. 財務諸表における検討課題
 - (1) 様式
 - (2) 会計処理
3. その他計算書類における検討課題

I. 負担軽減策について

小規模法人の負担軽減策について、ヒアリングや参与意見等において提出された課題を整理すると以下のとおりである。

1. 制度における検討課題

(注)

(研) 会計研究会で提起された項目

(ヒ) ヒアリングで提起された項目

(1) 収支相償

- 複数の公益目的事業単位ごとには、収支相償を適用しない。
→公益目的事業全体を一本と見なして適用する。(ヒ)

(論点)

複数の公益目的事業のうち、ある事業の対象者が他の事業の対象者が支払うべき費用を肩代わりし、過大な負担を負うことになる可能性があるが、公益目的事業として適当か。

- 単年度ごとには、収支相償を適用しない。
→評議員の任期に相当する一定期間(4～6年)の収支の状況を対象に収支相償の適合性を判断する。(ヒ)

(論点)

・評議員の任期に連動させる理由があるか。
・期間中に適合できなかった場合どう対応するか。(仮に理事の任期に連動させた場合でも同様)

- 剰余金が発生した場合、公益目的事業への限定使用を前提に、「財政安定化資金」へ繰り入れることにより、収支相償を適用除外とする。(ヒ)

(論点)

・用途を特定しないまま、剰余金を確実に公益目的事業に使用することを担保できるのか。もしできないのならば、税制優遇を受ける公益法人として適切か。運用によっては、収支相償の趣旨を完全に没却することとならないか。
・「特定費用準備資金」以外に、公益目的事業に使用されることが確実な形での積立金づくりが考えられないか。

I. 負担軽減策について

(2) 遊休財産の保有制限

- 保有制限は不測の事態による公益目的事業費の一過性の減少に対処できるよう緩和する。
→保有制限を現行の2～3倍に増額(ヒ)
- 事業年度末に会費が集金されたときに、遊休財産の保有制限を緩和できないか。(ヒ)

(論点)

- ・認定法第16条に「公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額」と規定されており、困難。
- ・会費については、法人の運営上、集金期日の変更等で対応できないか。

(3) 会計基準の適用の在り方(ヒ)

- 会計基準の適用は、平成20年基準と平成16年基準の選択を維持(ヒ)

(論点)

第4回研究会にて、意見交換済み。

I. 負担軽減策について

2. 財務諸表における検討課題

(1) 様式

① 貸借対照表

- 貸借対照表から内訳表を廃止。(ヒ)
- 貸借対照表内訳表作成の必要性(作成義務を緩和できるか)。(研)
- 貸借対照表内訳表の様式において簡素化が考えられるか(研)

(論点)

- ・法人税法施行令において規定される「公益法人特別限度額」による税制優遇との関係について調整が必要。
- ・様式の簡素化について具体的にどのような点が考えられるか。

② 正味財産増減計算書

- 区分経理について一定の法人に対して簡素化が図れないか、特に法人会計について簡素化が図れないか。(研)
- 収益事業は行っておらず、公益目的事業一つのみを実施している法人については、法人会計の区分を廃止できないか。(ヒ)

(論点)

一定の法人の法人会計区分の廃止案については、別添資料参照。

I. 負担軽減策について

- 正味財産増減計算書から内訳表を廃止。(ヒ)

(論点)

法人会計区分の廃止で要望に実質的に対応できないか。

- 法令と会計基準の整合性の明確化

→評価損益等の取り扱い(ヒ) <(2)②について同じ >

(論点)

有価証券の評価方法については、検討課題のBで検討。

- 正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高の表示方法を運用上平易にできるか。(研)

(論点)

例えば、事業区分単位での、期首正味財産残高及び期末正味財産残高の表示を簡略化することは可能か。

I. 負担軽減策について

(2) 会計処理

①貸借対照表

- 重要性の判断基準について具体的に定められるか。(研) <②について同じ >

(論点)

- ・公益法人会計基準注解で例示されている適用例について「重要性が乏しい」とする基準を明確にできるか。
- ・また、適用例に追加が必要なものはあるか。
- ・重要性の判断の見直しにあたっては、財務三基準の判定の結果が大きく変わることはないよう、留意する必要があるか。

別添資料参照

- 有価証券の償却原価法を適用しないことと定められるか。(研)
- 棚卸資産の評価方法に最終仕入原価法を認めることと定められるか。(研)
- 全てのリース取引の借手の処理で賃貸借取引を認めることと定められるか。(研) <②について同じ >

(論点)

別添資料参照

②正味財産増減計算書

- 配賦基準の適用割合は、法人の任意とするか、あるいは直接配賦以外の総額を公益目的事業比率等で一律按分するかを選択可能とする。(ヒ)

I. 負担軽減策について

- 事業費と管理費の範囲をより明確にできるか。(研)
- 事業費の配賦の考え方を明示できるか。(研)

(論点)

- ・事業費、管理費として直接賦課する費用及び共通経費とする費用の範囲をより明確にする必要があるか。
- ・共通費用の配賦の参考基準については、ガイドラインで示しているところ、これをさらに明確にする必要があるか。
- ・事業規模等が限定された法人については、公益目的事業比率等による一律の按分を認めても差し支えないか、その場合、範囲はどの程度か。

3. その他計算書類等

- 附属明細書は、定時評議員会の決議事項にすべき。(ヒ)

(論点)

必要があれば、法人の運営上対応できるのではないか。

- 計算書類等の理事会決議は、定時評議員会開催の2週間前から1週間前に短縮すべき。(ヒ)

(論点)

一般法人法に係る事項であり、困難。

(別添資料)
小規模法人の負担軽減策について
現時点で考えられる案

平成25年12月9日
公益認定等委員会事務局

1. 法人会計区分1/3

法人会計区分について、運用上考えられる軽減策は以下のとおりである。

(軽減案)

法人会計区分を作成せず、管理費をひな型上、事業費の下に表示し、収益(財源)については、管理費相当額を管理費財源とみなす。合わせて、遊休財産規制における1号財産、2号財産の区分においては、区分不可能と見なし、1号財産として保有することとする。(3ページ参照)

(法人におけるメリット)

法人会計区分作成不要となるため、収益の按分不要。

(法人におけるデメリット)

法人会計区分の財産として、資金余裕分の保有ができない。

(論点)

認める対象はどのような範囲の法人か。収益事業等を実施している法人については難しいのではないか。(4ページ参照)

1. 法人会計区分2/3

[正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の廃止案]

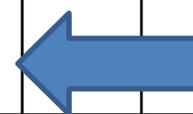
正味財産増減計算書内訳表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引消去	合計
	A事業	B事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益							
中科目別記載							
受取会費							
中科目別記載							
事業収益							
中科目別記載							
受取補助金等							
中科目別記載							
受取負担金							
.....							
経常収益計							
(2) 経常費用							
事業費							
中科目別記載							
.....							
管理費							
中科目別記載			〇〇		〇〇		
.....							
経常費用計							
.....							
評価損益等計							
当期経常増減額							

法人会計区分をなくし、収益は公益事業区分内で一定額を見なす。
管理費は、公益目的事業区分にて表示する。



1. 法人会計区分3/3

[法人会計区分廃止案の対象]

(論点)

負担軽減策の対象法人は基本的には、小規模法人である。ただし、公益目的事業のみを実施する法人については、その性質に照らし、広く軽減策の対象とすることを考えられるのではないか。

(対象法人として考えられる案)

- ①小規模法人のみ
- ②小規模法人及び公益目的事業のみ実施法人
- ③小規模かつ公益目的事業のみ実施法人
- ④公益目的事業のみ実施法人

2. 個別の会計処理1/2

①重要性の原則に係る項目

個別の会計処理において、現状の規定の重要性の原則を用いることで負担軽減を図ることが考えられる。

検討の前提

(現状)公益法人会計基準 第1.2(4)重要性の原則

(注解1)重要性の原則の適用につき項目例示列挙

項目	項目内容	
棚卸資産	消耗品、貯蔵品等のうち、重要性の乏しいものは、買入・払出時に正味財産の減少原因として処理可能	重要性の原則によって、規模や質的な重要性の判断により処理を軽減している
金融資産	取得価額と債券金額との差に重要性が乏しい満期保有目的債券は、償却原価法を適用しないことができる	
正味財産区分	寄付金受入額、制約期間、制約内容に重要性が乏しい場合、一般正味財産の増加として処理可能	
リース会計	取得したリース物件価額に重要性が乏しい場合、賃貸借取引に準じた方法で処理可能	
税効果会計	課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計の不適用可能	
退職給付会計	対象職員が300人未満の法人、300人以上でも原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しい場合は、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定可能	運用指針5にて、重要性の判断により処理を軽減している

(論点)

「重要性が乏しい」とする基準を明確にできるか。

2. 個別の会計処理2/2

②個別の会計処理についての軽減案の検討

(論点)

以下の項目内容については、軽減項目に含めるか。軽減項目とする場合には、その理由は何か。重要性の原則による対応が可能か。

検討項目

1. 有価証券の償却原価法を適用しないことができる。
2. 棚卸資産の評価方法に最終仕入原価法を認める。
3. 全てのリース取引の借手の処理で賃貸借取引を認める。

(参考)中小企業指針での取り扱い

1. 金融資産

その他有価証券のうち時価があるものについて、多額ではない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。

2. 棚卸資産

期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、棚卸資産の評価方法として、最終仕入原価法が認められる。

3. リース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引につき、賃貸借取引に準じた方法で処理可能。

3. 規定の方法

(論点)

負担軽減策を採用する場合の規定は、どこに定めるか。

- ガイドライン、通知等
- 公益法人会計基準
- 公益法人会計基準の運用指針
- 公益法人会計基準の運用指針 附則
- FAQ

論点となっている項目につき、規定する場合の案は以下のものが考えられる。

項目	規定の案
法人会計区分を廃止する場合のひな型	会計基準運用指針附則
重要性の原則を適用する際の判断基準	会計基準運用指針附則
対象法人の定め 法人会計の見なし収益の定め 1号財産の見なしの定め	GL・通知等
重要性の原則に例示する項目以外の軽減項目 (理由、内容による)	会計基準

4. 対象法人について

(参考データ) 公益法人の規模等について

(単位:円)

項目	母数※ (法人数)	人数・金額	
		法人数割合50%	法人数割合70%
従業員数	8,531	5人	10人
資産規模 (公益社団法人)	1,424	60,000,000	110,000,000
資産規模 (公益財団法人)	2,069	660,000,000	1,600,000,000
経常収益	3,010	30,000,000	110,000,000
公益目的事業の対価収入	3,508	14,000,000	100,000,000
会費収入(公益社団法人)	1,429	1,000,000	4,000,000
寄附金収入	3,508	0	2,000,000
金融資産運用収入	3,508	0	2,000,000

※母数となる法人は、定期提出書類に当該項目の記載のあるものを対象としているので、項目により数に相違がある

公益法人数	8,531	
公益事業のみ行う法人数	4,527	53.1%

(参考)

収益事業を行う法人数	2,750	32.2%
その他事業を行う法人数	2,317	27.2%
収益事業を行いかつその他事業を行う法人数	1,063	12.5%

米国制度より

990N、990EZを提出している法人が全体の約9割をしめる。また、990を提出している法人の約9割が作成にあたりアウトソーシングをしている。

990N: 総収入5万ドル以下

990EZ: 総収入5万ドルを超え、20万ドル未満、かつ総資産50万ドル未満

990: 総収入20万ドル以上または総資産50万ドル以上

公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

平成25年11月1日

1. 検討課題

(優先順位A)

○小規模法人の負担軽減策

- ✓ 適用除外・簡略化の方法及び内容 (㊦・㊧・㊨・㊩)
- ✓ 小規模法人の定義 (㊦・㊧・㊨・㊩)

○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ しん酌すべき会計基準について (㊧)
→議論の前提としての意見交換
- ✓ 基準に規定が無い場合の対応 (㊧)

○制度と会計基準の分離可能性 (㊦)

→個別項目の議論の前提として意見交換

○法人会計の区分(必要性) (㊦・㊩)

○財務諸表上の様式・勘定科目の改善 (㊦・㊧・㊩)

- ✓ 貸借対照表内訳表の必要性 (㊦・㊩)
- ✓ 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表 (㊧・㊩)

(優先順位B)

○財務三基準の解釈・適用

以下について、公益法人の目的・特性を踏まえて、会計処理の具体的方法の改善についてどう考えるか。

- ✓ 収支相償 (㊦・㊧・㊨)
- ✓ 公益目的事業比率 (㊦・㊩)
- ✓ 遊休財産規制 (㊦・㊧・㊨)

○定期報告書類

- ✓ 別表Hと財務諸表の関係 (㊦・㊧・㊩)

○財務三基準以外の個別項目

日本公認会計士協会における検討結果を踏まえて議論

- ✓ 有価証券の評価方法等の考え方、表示方法 (㊦・㊧)
- ✓ 事業費・管理費科目の考え方と表示 (㊦・㊧・㊨)
- ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方 (㊦・㊧・㊨)
- ✓ 他会計振替の考え方 (㊦・㊧・㊨)
- ✓ 平成 20 年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成 20 年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準への対応 (㊧)
- ✓ 個別の企業会計基準が改正された場合の平成 20 年基準における対応の在り方 (㊧)
- ✓ 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性 (㊧)
- ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記 (㊦・㊧)

(優先順位 C)

○定期報告書類等

- ✓ 定期報告書類別表 C(2)の控除対象財産と財務諸表の関係 (㊦・㊧)
- ✓ 移行法人の実施事業資産と財務諸表の関係 (㊦・㊧)

○会計基準の設定主体の在り方 (㊦・㊧)

○法人類型ごとの適用する会計基準の明確化 (㊧)

※検討課題については、議論の結果、変更することも想定される。

※検討課題提出元

㊦：公益財団法人公益法人協会

㊧：日本公認会計士協会

㊨：委員

㊩：アンケート結果

2. スケジュール

開催日時	項目
10月	○検討課題優先順位、スケジュールについての議論 ○他制度や海外での小規模法人の取り扱い
11月～2月 概ね4回程度	○小規模法人の負担軽減策 ○会計基準の適用の考え方の整理 ○その他主な優先順位Aの事項について議論
3月～8月 概ね5回程度	○財務三基準の解釈・適用 ○別表Hの改善策について意見交換 ○その他主な優先順位 B、C の事項について議論
年内目途	○検討結果の最終まとめ

- 取りまとめの時期等は、検討過程において変更がありうる。
- 節目において、委員会に報告予定。